平成２６年（フ）第５４号
三重県伊勢市浦口１丁目12番２号
破産者　宮本　武蔵
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
滋賀県守山市水保町2606番地
破産者　株式会社ハウス企画
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７７号
滋賀県守山市下之郷３丁目12番17号
破産者　堀河　　進
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６７号
京都市北区紫竹栗栖町43番地の１
破産者　有限会社青山工業
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
香川県さぬき市長尾西980番地１、開始決定時の住所香川県さぬき市長尾西980番地５
破産者　國宗　**廣**司
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２６０２号
奈良県大和郡山市九条平野町３番26号　サンピア835―303号、前住所奈良県奈良市中町5076番地の14
破産者　木村　真一
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５５０号
大阪府茨木市東太田１丁目１番1030号
破産者　ウエダ建設工業こと　上田　泰造
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６０５号
札幌市西区山の手１条２丁目２番３―102号
破産者　舩越　　憲
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２０２号
埼玉県久喜市本町４丁目10番８号、破産手続開始決定時の住所埼玉県久喜市上町25番43号
破産者　内田　秀子
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
埼玉県東松山市小松原町20番地19
破産者　柏木　孝幸
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２８７号
名古屋市西区天塚町１丁目18番地の２、開始決定時の住所名古屋市中川区馬手町２丁目34番地の２　ライオンズマンション太平通301号
破産者　森本　義康
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５７８号
愛知県北名古屋市鹿田清井古75番地
破産者　大島　一馬
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９６号
神戸市兵庫区会下山町１丁目１番14号
破産者　日下　**清**之
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３２号
神戸市西区池上４丁目22番地の２　ニュープレジデントフジサワ404号
破産者　大村　和也
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
函館市時任町１番502―301号
破産者　可香　祐輔
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５８号
長野県南佐久郡南牧村大字海尻860番地１
破産者　井出　　寿
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第９６号
岐阜県大垣市桧町497番地３
破産者　加納不二夫
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係